

○薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則

平成17年3月31日

規則第12号

改正 平成19年3月28日規則第11号

平成20年3月31日規則第8号

平成23年3月25日規則第21号

平成24年4月27日規則第30号

平成25年9月25日規則第53号

平成26年3月28日規則第12号

平成29年3月27日規則第20号

令和2年3月27日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市定住促進に関する条例（平成17年薩摩川内市条例第14号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「基本条例」という。）を実施するため、定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に関し、補助金の額、交付の申請及び決定その他必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 通勤手当 条例第4条第1項の規定に基づき新幹線通勤定期購入補助金の交付の申請を行った者（第4条第3項において「申請者」という。）が勤務先からその通勤に要する運賃及び料金に関して支給を受けている手当のうち、新幹線鉄道の運賃及び料金に係るものをいう。

(2) 営業キロ 新幹線鉄道の運賃・料金を計算する際に使用する駅間の距離をキロメートル単位で示すもので、九州旅客鉄道株式会社が設定しているものをいう。

3 条例第2条第8号の市長が別に定める基準は、別表に掲げる基準のいずれかに該当することとする。

(補助金の額等)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める住宅取得補助金の額は、甲区域に転入

をした者については150万円、乙区域に転入をした者については100万円、丙区域に転入をした者については20万円とする。

2 条例第3条第2項の規則で定める額は、リフォームに要した費用（薩摩川内市介護保険条例施行規則（平成16年薩摩川内市規則第135号）に基づく支給その他リフォームを行うに当たって国又は地方公共団体から補助等を受けた場合はその額を控除した額をいう。）に100分の50を乗じて得た額（甲区域に転入をした者については100万円、乙区域に転入をした者については70万円を限度とし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は申請者の自己負担額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い方の額とし、異動日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に行われた申請（以下「初回申請」という。）を受理した日（以下「受理日」という。）の属する年度（以下「第1年度」という。）においてリフォーム補助金の額に100分の50を乗じて得た額を交付し、第1年度の翌年度（以下「第2年度」という。）から受理日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度（以下「最終年度」という。）までの各年度においてそれぞれリフォーム補助金の額に100分の10を乗じて得た額を交付するものとする。

3 条例第3条第3項の規則で定める通勤補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1月当たり10,000円

（2） 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間において通勤を行う者 1月当たり15,000円

（3） 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 1月当たり20,000円

（基準額）

第4条 条例第3条第1項第2号の規則で定める基準額は、1棟当たり400万円とする。

2 条例第3条第2項第2号の規則で定める基準額は、1リフォーム当たり30万円とする。

3 条例第3条第3項第2号の規則で定める基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額以上の自己負担額（申請者が購入した通勤用定期乗車券の1月当たりの価額（新幹線鉄道に係るものに限る。）から1月当たりの通勤手当の額を差し引いた額をいう。）とする。

- (1) 営業キロが100キロメートル未満の区間において通勤を行う者 10,000円
 - (2) 営業キロが100キロメートル以上200キロメートル未満の区間において通勤を行う者 15,000円
 - (3) 営業キロが200キロメートル以上の区間において通勤を行う者 20,000円
- (申請手続)

第5条 条例第4条第1項の規定に基づく申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を市長に提出してするものとする。

- (1) 定住住宅取得補助金 定住住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 定住住宅リフォーム補助金
 - ア 初回申請 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書(様式第2号)
 - イ 第2年度から最終年度までの各年度における申請 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書(様式第3号)
- (3) 新幹線通勤定期購入補助金 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書(様式第4号)

2 前項各号に掲げる申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第4号において、同一年度内に2回以上申請する場合において、勤務先及び申請者住所の変更がないときは、2回目以後の申請においては、同号ア及びイについて省略することができる。

- (1) 定住住宅取得補助金交付申請書
 - ア 世帯全員の住民票の写し
 - イ 新築又は新規購入をした住宅に係る建築請負契約書、売買契約書等の写し
 - ウ 不動産登記事項証明書(建物)
 - エ 市税等の滞納がない証明書
 - オ 戸籍の附票の写し
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書
 - ア 定住住宅リフォーム補助金額計算書(様式第5号)
 - イ 世帯全員の住民票の写し
 - ウ 領収書の写し又は支払った額を確認できる書類
 - エ リフォーム内容の分かる図面等
 - オ リフォームの成果が確認できる写真(着工前及び着工後)

カ 市税等の滞納がない証明書

キ 戸籍の附票の写し

ク 住宅所有者とリフォーム補助金の申請をする者が異なる場合にあっては、当該住宅所有者の確認書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 市税等の滞納がない証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4) 新幹線通勤定期購入補助金交付申請書

ア 世帯全員の住民票の写し

イ 勤務先が発行した就労証明書

ウ 川内駅をその利用区間に含む通勤用定期乗車券の写し

エ 市税等の滞納がない証明書

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項第2号イに掲げる申請書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、条例第4条第1項各号に定める日までに申請書を提出することができない者は、同日までに期間外申請理由書（様式第6号）を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等の通知）

第6条 市長は、定住住宅取得補助金に関して条例第4条第1項の規定に基づく申請があり、定住住宅取得補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅取得補助金交付決定（却下）通知書（様式第7号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、定住住宅リフォーム補助金に関して条例第4条第1項の規定に基づく申請があり、定住住宅リフォーム補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、定住住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第8号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、新幹線通勤定期購入補助金に関して条例第4条第1項の規定に基づく申請があり、新幹線通勤定期購入補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、新幹線通勤定期購入補助金交付決定（却下）通知書（様式第9号）によりその旨を通知するものとする。

（成果）

第7条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の交付を通じて得ようとする成果は、本市への定住希望者の増加とする。

(見直しの期間)

第8条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金に係る基本条例第4条第1項の市長が定める期間は、3年とする。

(効果の測定)

第9条 定住住宅取得補助金、定住住宅リフォーム補助金及び新幹線通勤定期購入補助金の効果は、本市への転入世帯の人員数によって測定するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定に基づき申請のあった市内定住住宅取得補助金（以下「定住補助金」という。）及び新幹線通勤定期購入補助金（以下「通勤補助金」という。）に係る補助金の額、対象経費及び対象地区については、なお従前の例による。

3 薩摩川内市定住促進に関する条例の一部を改正する条例（平成20年薩摩川内市条例第6号。以下「新条例」という。）附則第4項の規定により定住補助金を申請しようとする者は、改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第6条第3項第2号の規定にかかわらず、異動日の翌日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該定住補助金に係る申請書を提出することができる。

4 新条例附則第6項の規定により通勤補助金を申請しようとする者は、改正後の規則第6条第3項第5号の規定にかかわらず、その者の有する通勤用定期乗車券の通用期間の初日から平成20年9月30日までの間は、申請期間内にあるものとして当該通勤補助金に係る申請書を提出することができる。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 21 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市外転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に市外転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に市外転入をした者が行う当該市外転入をした日から 1 年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（平成 24 年 4 月 27 日規則第 30 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日規則第 53 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 12 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入をした者が行う当該転入をした日から 1 年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日規則第 20 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入をした者が行う当該転入をした日から 1 年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日規則第 14 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の薩摩川内市定住促進に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に転入をした者に対する補助金について適用し、施行日前に転入をした者に対する補助金については、なお従前の例による。ただし、施行日前に転入をした者が行う当該転入をした日から1年を経過した日以後の通勤については、通勤補助金に関する規定は適用しない。

別表(第2条関係)

基準	<p>1 薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点(建築一式、電気又は管工事に限る。)を有する法人であること。</p> <p>2 薩摩川内市建設工事等入札参加資格(大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。)を有する法人又は個人で、主たる営業所を市内に有すること。</p> <p>3 薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿への登録のある法人又は個人であること。</p> <p>4 市内に主たる営業所を有する不動産の売買、交換、賃貸、管理及び売買・交換・賃貸の代理若しくは仲介業務を業として行っている者であること。</p> <p>5 次に掲げる要件を全て満たすものとして市長が認める法人又は個人であること。</p> <p>(1) 市内に主たる営業所を有すること。</p> <p>(2) 建設業許可(建築、電気、管、大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。)を受けていること。</p> <p>(3) (2)の建設業許可に係る工事の実績があること。</p>
----	--

様式第1号（第5条関係）

定住住宅取得補助金交付申請書

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

定住住宅取得補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 転入年月日 年 月 日
- 2 居住開始年月日 年 月 日
- 3 住宅取得年月日 年 月 日
- 4 住宅取得の区分 新築 ・ 購入 （いずれかに○印）
- 5 交付申請額 円
- 6 同居家族の状況（申請年月日現在）

続 柄	氏 名	年 齢	職 業 ・ 勤 務 先
世帯責任者（本人）			

- 7 加入自治会名 自治会
- 8 その他

私は、薩摩川内市の住民として永住の意思をもって居住します。薩摩川内市定住促進に関する条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付された補助金を返還します。

申請者氏名 ㊟

様式第2号（第5条関係）

定住住宅リフォーム補助金新規交付申請書

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

定住住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 転入年月日 年 月 日
- 2 居住開始年月日 年 月 日
- 3 リフォーム完成年月日 年 月 日
- 4 初回交付申請額 円
- 5 住宅の所有者 申請者本人 ・ 本人以外（いずれかに○印）
- 6 同居家族の状況（申請年月日現在）

続柄	氏名	年齢	職業・勤務先
世帯責任者（本人）			

7 加入自治会名 自治会

8 その他

私は、薩摩川内市の住民として永住の意思をもって居住します。薩摩川内市定住促進に関する条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付された補助金を返還します。また、補助金の返還が円滑に行われるために私の税務資料が閲覧されることに同意します。

申請者氏名 ㊟

様式第3号（第5条関係）

定住住宅リフォーム補助金継続交付申請書

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
電話番号

年度の定住住宅リフォーム補助金の交付（第 回目）を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 転入年月日 年 月 日
- 2 継続交付申請額 円
- 3 同居家族の状況（申請年月日現在）

続柄	氏名	職業・勤務先
世帯責任者（本人）		

- 4 初回申請時における補助金交付決定年月日 年 月 日
- 5 前回申請時における補助金交付決定年月日 年 月 日

様式第4号（第5条関係）

新幹線通勤定期購入補助金交付申請書

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

新幹線通勤定期購入補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 転入年月日 年 月 日

2 申請に係る通勤用定期券

	発行年月日	利用区間	有効期間及び通用期間
1	年 月 日	から 駅 まで	箇月（ 年 月 日～ 年 月 日）
2	年 月 日		箇月（ 年 月 日～ 年 月 日）
3	年 月 日		箇月（ 年 月 日～ 年 月 日）
4	年 月 日		箇月（ 年 月 日～ 年 月 日）
		合計	箇月分 ・ ・ ・ ①

3 勤務先から支給されている通勤手当のうち、1箇月当たりの新幹線区間に係る通勤手当相当額（複数月分の通勤手当を一括して受けている場合は、支給月数で除して算出した金額を記入すること。） 円/月 ・ ・ ・ ②

②の算出が困難な場合には通勤手当の算出方法を記入してください。（別紙可）

4 交付申請額

円 × ① = 円

5 申請者の勤務先

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 電話番号

6 加入自治会名 自治会

7 その他（勤務先の給与事務等担当者の確認欄）

私は、上記3及び5の記載事項に誤りがないことを確認します。

（所属） 担当者氏名 ㊟
（電話番号）

様式第5号（第5条関係）

定住住宅リフォーム補助金額計算書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

定住住宅リフォーム補助金額計算書を下記のとおり作成します。
なお、申請書及び計算書に記載された事項の確認のため、住民基本台帳等の
閲覧及び関係機関へ照会することに同意します。

記

A	リフォームに要した費用	円
B	国又は地方公共団体から補助等を受けた額	補助等の名称 () 円
C	自己負担額 (A) - (B)	円
D	交付される補助金総額 (C) × 1 / 2 (1万円未満切捨て。甲地域は100万円、 乙地域は70万円を限度とする。)	円
E	初回交付申請額 (D) × 1 / 2	円
F	2～6回目各交付申請額 (E) × 1 / 5	円

※ 申請者は、本計算書の写しを取り、必ず保管してください。

様式第6号(第5条関係)

期間外申請理由書

年 月 日

薩摩川内市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号



下記理由のため、薩摩川内市定住促進に関する条例第4条第1項に定める日までに申請できませんので、届け出ます。

記

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



定住住宅取得補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった定住住宅取得補助金については、下記のとおり交付を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 薩摩川内市定住促進に関する条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 却下の理由(交付却下の場合)

※ 本通知書により補助金の交付の決定の通知を受けた場合には、同封の請求書により、速やかに上記1の交付金額の請求を行ってください。

様式第8号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



定住住宅リフォーム補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった定住住宅リフォーム補助金については、下記のとおり交付を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円(第 回目分)
- 2 交付の条件
 - (1) 薩摩川内市定住促進に関する条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 却下の理由(交付却下の場合)

※ 本通知書により補助金の交付の決定の通知を受けた場合には、同封の請求書により、速やかに上記1の交付金額の請求を行ってください。

様式第9号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長



新幹線通勤定期購入補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった新幹線通勤定期購入補助金については、下記のとおり交付を決定(却下)したので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円(円× 箇月分)
- 2 交付の条件
 - (1) 薩摩川内市定住促進に関する条例第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
 - (2) 市長から報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行うこと。
 - (3) 申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- 3 却下の理由(交付却下の場合)

※ 本通知書により補助金の交付の決定の通知を受けた場合には、同封の請求書により、速やかに上記1の交付金額の請求を行ってください。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 6 条関係)

様式第 9 号 (第 6 条関係)